

町民バスのデマンド運行移行時期が変わりました

南三陸町町民バスの一部路線において、時刻表形式の運行から予約型の乗合運行形式（デマンド運行）に移行します。

路線ごとのデマンド運行へ移行する時期が変更となりましたので、日常的に町民バスをご利用している人は、忘れずにご確認ください。

また、デマンド運行へ移行したことで、乗り方をはじめとした様々なお問い合わせをいただいております。寄せられた問い合わせのいくつかをご紹介しますので、登録を検討している人は参考としてください。

移行時期

対象地区	移行時期（変更前）	移行時期（変更後）
入谷線	令和5年7月導入済	
歌津地区	令和5年11月から導入（予定）	令和5年11月導入
大船沢線	令和6年2月から導入（予定）	



デマンド運行のよくあるご質問



Q1 デマンドバスは、利用者登録をしないと乗れないって本当？

A1 本当です。デマンドバスは事前の利用者登録をしないと乗ることができません。



Q2 登録するためには、どうすればいいの？

A2 南三陸GOTO協議会へお問い合わせください。登録には次のものが必要になります。

- ①本人確認書類（マイナンバーカードや保険証など）
- ②金融機関の通帳またはキャッシュカード
- ③金融機関への届出印



Q3 利用者登録は、家族で1人だけ登録すれば大丈夫？

A3 利用する人お一人ずつの登録が必要になります。たとえば家族内で3人、バスを利用する人がいた場合、3人分の登録が必要です。



Q4 デマンドバスに乗るためには、予約しないと聞いただけ？

A4 デマンドバスに乗るためには、事前に乗車予約が必要です。基本的にスマートフォン、または町内に設置してある予約用端末で予約していただけます。それが難しい場合には、電話での予約代行も可能です。

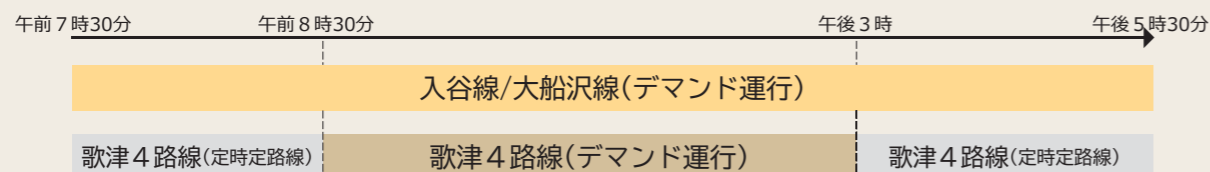
Q5 スマートフォンや予約用端末は難しくて使えないのだけ？

A5 お一人での予約が難しい場合には、南三陸町社会福祉協議会の専門職員がお手伝いしてくれます。希望する人は、南三陸町社会福祉協議会「結の里」へご連絡ください。



Q6 デマンドバスが始まって、今までどおりのバスも走りますか？

A6 デマンド運行へ移行する路線は、今までの時刻表形式のバスと置き換えとなりますので、今までのバスは走りません。歌津地区のみ、朝と夕方はスクールバス対応の町民バスが走っているので、その時間帯は時刻表形式のバスが残り、日中のみデマンドバスになります。



町民バスのデマンド運行に関するお問い合わせ先
南三陸GOTO協議会 ☎0226-25-7608
受付時間：午前8時30分～午後5時（土日・祝日・お盆・年末年始を除く）

南三陸町公式ホームページ
デマンド紹介二次元コード



南三陸町国民健康保険加入者（40歳～74歳）の皆さまへ

年に1回必ず受診しましょう

無料で！「特定健康診査」 まだ間に合います!!



特定健診は、生活習慣病（糖尿病、高血圧、脂質異常症など）と、その前段階であるメタボリックシンドロームの予防や早期発見を目的とした健診です。生活習慣病は、自覚症状なく進み心臓病や脳卒中など命に関わる病気を引き起こします。

1年に1度は特定健診を受診し、自分の健康管理に役立てましょう。

令和6年1月末まで下記指定医療機関での受診が可能です。

料金は「無料」です。まだ受診していない人は、ぜひお申し込みください。

指定医療機関【各医療機関へ事前予約が必要です】

南三陸町

- ・南三陸病院 ・佐藤徹内科クリニック

気仙沼市

- ・猪苗代医院 ・うちクリニック ・大里胃腸科内科婦人科医院
- ・大友医院 ・おだか医院 ・小野医院 ・小野寺医院 ・小松クリニック
- ・鈴木医院 ・村岡外科クリニック ・森田医院 ・気仙沼市立本吉病院
- ・齋藤外科クリニック ・すがわら内科クリニック ・もとよしクリニック
- ・こまつ内科医院 ・南気仙沼内科医院

登米市

- ・ささはら総合診療科

すでに、集団健診・個別健診・人間ドックを受診した人は、重複して受ける事ができません。

用意する物

保険証、受診票（7月にピンク色の封筒でご自宅に郵送しました）
※受診票をお持ちではない場合は、確認の上で再発行しますので、下記お問い合わせ先までご連絡ください。

追加健診（11月）

来月に7～8月の集団健診を受診できなかった人を対象に追加健診（集団健診と内容は同じ）を実施します。
詳しくは広報南さんりく11月号をご覧ください。

☎ 町民税務課 医療給付係 ☎46-1373

家屋を取り壊した時は家屋滅失届出書を提出しましょう

固定資産税は、毎年1月1日現在の土地や家屋などの状況に基づいて課税されます。家屋を取り壊した場合、その部分にかかる固定資産税は翌年度から課税されませんので、お早めに「家屋滅失届出書」を提出してください。

「家屋滅失届出書」は、町民税務課の窓口にあります。町のホームページにも掲載していますのでご覧ください。

☎ 町民税務課 資産税係 ☎46-1372